

○厚生労働省告示第二百八十九号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへんの収納価格を、令和五年度においてはあへんに含有されるモルヒネ一キログラムにつき二十一万七千七百円と定めるので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年九月二十日

厚生労働大臣 加藤 勝信